令和4年度 県制 150 周年地域周遊型観光キャンペーン企画運営業務 仕 様 書

- 1 委託業務の名称 令和4年度 県制150周年地域周遊型観光キャンペーン企画運営業務
- 2 委託期間 契約締結日から令和5年3月17日まで

3 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて落ち込んだ観光需要を喚起し、地域経済の回復に資するためには、地域独自の観光資源を活用し、県内外からの観光客の宮城県周遊を促進することが効果的である。当県は、今年、宮城県制150周年を迎え、県民一人ひとりが宮城県の歴史を知り、郷土へのさらなる愛着を醸成するとともに、宮城県の歴史・文化等をはじめとした五感で感じる地域の魅力を再発見しながら、一層の誘客促進と地域活性化を図ることを目的に、観光キャンペーンを行っている。

その一環として、すでに企画している150周年記念スタンプラリーとの差別化を図りながら、「宝探し」や「謎解き」等の地域周遊企画を、ファミリー層を中心としたターゲットに実施するものである。

4 委託業務の概要

- (1) キャンペーンの企画・運営
- (2) キャンペーンに関する広報・情報発信
- (3) 「参加キット」(仮称)の作成
- (4) 効果測定
- (5) 事務局の運営

5 委託業務の内容

下記のとおり、キャンペーンの実施に係る一切の業務を行うこと。

- (1) キャンペーンの企画・運営
 - イ 「謎」や「宝探し」の選定・設置・作成・調整

ターゲット層向けの「謎」や「宝スポット」を県内4エリア(県北、県南、仙台・松島、三陸)各4~5か所程度を選定、設置、作成すること。また選定先との調整を行うこと。 なお、各スポットの管理者向けに本キャンペーンの趣旨及び実施方法等について十分に 説明し、理解を得ること。

【スポット選定の例】

- ・各市町村のおすすめスポット (五感で楽しめる観光施設やスポット)
- ・アニメ・ドラマ・映画等のロケ地になった聖地巡礼スポット
- 口 開催期間 (予定)

令和4年12月中頃から令和5年2月末頃まで

ハ 開催箇所

県内4エリア(県北,県南,仙台・松島,三陸)

- ニ ターゲット層
 - (イ) 子ども連れファミリー層
 - (ロ) その他提案によるターゲット層
- ホ 賞品の手配及び発送

賞品を150点程度選定・購入し、応募者の抽選及び当選者への発送を行うこと。 なお、賞品手配及び発送に係る経費は委託費に含むものとする。

【例】「4エリアコンプリート賞」

4 エリア全ての謎が解けた参加者に宮城の特産品詰め合わせセットをプレゼント。

へその他

上記企画内容を踏まえ,独自性のある企画を提案すること。

- (2) キャンペーンに関する広報・情報発信
 - イ SNS 等による情報発信

SNS 等を活用した情報発信を行うこと。あわせて、自社の広報媒体のほか、可能な限り様々な媒体を活用した周知に努めること。

なお、有料の広報媒体を使用する場合に発生する経費については、委託費に含むものと する。

口 広報製作物

ポスター, チラシ等を製作することとし, その種類, 部数等については発注者に提案できるものとする。あわせて、製作物の発送に関する一切の業務を行うこと。

なお、各種製作物には、可能な限り県制 1 5 0 周年記念ロゴマークを活用するものとする。

(3) 「参加キット」(仮称)の製作

本キャンペーンの概要や参加方法,注意事項,賞品応募方法及び参加者の感染症対策等について掲載した「参加キット」を 10,000 部製作すること。あわせて,製作物の発送に関する一切の業務を行うこと。

(4) 効果測定

参加人数や参加者の居住地等の属性,周遊したスポット等について調査・集計し,本業務の効果測定を行うこと。

(5) キャンペーン事務局の運営

事務局として,本キャンペーンに関する問合せ対応や設置物の定期的な点検等運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。

6 業務報告

業務終了後には速やかに次の提出物を作成し、提出すること。

(1) 提出物

下記提出物の電子データについては、1枚の CD-ROM 又は DVD-ROM(以下「電子媒体」

という。) に集約して格納することを妨げない。

- イ 業務完了報告書(指定様式) 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ロ 実績報告書(任意様式) 紙媒体1部及び電子媒体1枚
- ハ 本業務による成果品(広報製作物等)のデータを収めた電子媒体1枚

(2) 提出期限

令和5年3月17日まで

7 契約に関する条件等

(1) 目的物(成果品)の帰属

成果品に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条 までに規定する権利をいう。)は、発注者と協議の上決定する。

(2) 著作権等

- イ 発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において無期限で 随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能な ように対応すること。
- ロ 受注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に 利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時 打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心 掛けること。
- (2) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとと もに、業務完了後は速やかに実施した業務の内容を記載した報告書を作成し、業務完了 報告書と併せて発注者に提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、 発注者と受託者が協議の上決定することとする。

なお、仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然に必要と思われるものに ついては本業務に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下単に「業務」 という。)の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取 扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務 が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

- 第3 受託者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者(以下「個人情報管理責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面に より報告しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

- 第4 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定め、あらかじめ 発注者に報告しなければならない。
- 2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受託者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から 持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の

目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい, 毀損及び滅失の防止等)

第8 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受託者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受託者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受託者自らが収集 し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなっ た場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示 したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受託者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受託者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

- 第13 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。
- 2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、 再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び 信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業 務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない
- 3 前項の場合,受託者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに,発

注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 発注者は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受 託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めること ができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 受託者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の 取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。